

環政第127号

平成15年8月28日

宮城県土地開発公社理事長 殿

宮城県知事 浅野 史郎



大和リサーチパーク造成事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について（送付）

平成15年3月17日付け宮土公第461号で提出のありましたことについて、別紙のとおり
意見書を作成したので宮城県環境影響評価条例第20条第1項の規定により送付します。

担当 宮城県環境生活部環境政策課
環境影響評価班

電話 022-211-2664

FAX 022-211-2669

環境影響評価準備書に対する意見書

1 対象事業の種類及び名称

種類 工場・事業場用地造成事業（第一種事業）

名称 大和リサーチパーク造成事業

2 対象事業実施区域

大和町小野字前沢地内

3 事業者の氏名及び住所

氏名 宮城県土地開発公社 理事長 吉田 協一

住所 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館4階

4 知事意見の内容

1) 全般的な事項

(1) 事業実施区域は市街地に近接しながら典型的な里山生態系が維持されてきた貴重な地域であるため、周囲の自然との調和と生物生息環境の保全に配慮した、より適切な環境保全措置を講じること。

(2) 本事業は、立地企業が不確定であるとしているが、将来の事業活動による環境影響について、より詳細に予測・評価し、必要な環境保全措置について検討すること。

(3) 事後調査を適切に実施して、事業に伴う環境への影響を確実に把握するとともに、その後に実施する当該事業に、それらを反映できる体制を構築し、環境保全上必要な場合には、環境保全措置の見直しや新たな措置を検討すること。

2) 個別的事項

(1) 大気・騒音・振動

工事中の大気質、騒音、振動の予測に当たっては、工種、土工量及び工事期間等を加味したユニットの設定方法について明らかにすること。

(2) 水質

工事中の水質の浮遊物質量について、降雨量や沈砂池の面積等の予測条件を見直した上で再予測するとともに、適切な環境保全措置を講じること。

(3) 動物・植物・生態系

イ 希少種をはじめ多くの動植物の消失等、自然環境への影響を回避・低減する対策について、複数案等により検討し、事業による環境影響を実行可能な範囲で最小限にとどめているか、客観的に判断できるよう示すこと。

ロ 動物、植物及び生態系への影響の予測・評価に当たっては、より多くの文献、類似事例を参考に、それぞれの種ごとに生活史や環境要求の特性を調査するなど、最新の科学的知見に基づいて検討し、可能な限り具体的かつ定量的に記述すること。

- ハ 新たに創出されるコリドー及びビオトープについて、周囲の生態系との連続性を考慮した上で、設置する目的及び効果について再検討し、機能を十分発揮できるよう、その管理も含め具体的に計画すること。特に西側残存緑地内のビオトープについては、水生動物やサクラソウなど、多くの動植物の生息場所として多様性を持たせるよう工夫すること。
- ニ 重要種及び注目種について、供用後も継続して周辺区域等に生息・生育すると予測しているが、事業実施区域周辺及び新たに創出される緑地等が将来どのように維持されていくか可能な限り予測し、具体的に記述すること。
- ホ 既存の動植物が生息する残地森林等に移植を行うこととしているが、先住個体との競合等、移植先への影響について配慮すること。
- ヘ カタクリ等の早春植物について、郷土代表性等の社会性、昆虫類の吸蜜植物としての重要性を考慮し、保全対象種として選定すること。
- ト 造成緑地等の植栽計画に当たっては、この地域の現存植生に近い樹種の選定、森林表土に含まれる埋土種子の活用及び地元由来の苗木の使用等について検討し、地域個体群の遺伝的かく乱に配慮すること。
- チ 生態系の注目種の選定に当たっては、事業特性・地域特性を踏まえ、より多くの種・群集を抽出した上で、選定の理由、経緯が客観的に分かるように示すこと。